

## 文京区地域公共交通会議設置要綱

平成24年5月15日 24文区区第194号区長決定

令和6年9月9日 2024文区区第1014号部長決定

## (設置)

第1条 文京区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なコミュニティバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等（第7条に規定する協議会において協議する事項を除く。）に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

## (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 文京区長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 交通会議は公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、交通会議を非公開とすることができる。

(運賃協議会)

第7条 交通会議は、法第9条第4項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議を行う際は、同項に規定する協議会（以下「運賃協議会」という。）を置くことができる。

- 2 運賃協議会の委員は、第3条に規定する委員のうち、次に掲げる者とする。
  - (1) 文京区長が指名する者
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 住民又は利用者の代表
  - (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- 3 運賃協議会に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。
- 4 運賃協議会は、会長が招集する。
- 5 運賃協議会の議事方法は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議に関する庶務は、文京区区民部区民課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に当たって必要な事項は、会長が交通会議に諮り、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。